

令和7年度横浜市就学奨励対策審議会会議録	
日 時	令和7年11月6日（木） 10時00分～10時46分
開催場所	横浜花咲ビル 2階 205会議室
出席者 委員 8名 事務局 5名	委員：小林達夫、紅林千津子、三藤敏樹、吉中季子、松本雅威、伊藤泰毅、佐藤裕二、 熊野一隆 事務局：インクルーシブ教育担当部長 西野均 学校支援・地域連携課長 大嶽誠、就学係長 磯貝俊介 ほか職員1名 学校給食・食育推進課担当係長 木村圭孝
欠席者 1名	坪谷美欧子
開催形態	公開（傍聴者1人）
議題	1 就学援助制度の概要 2 令和6年度就学援助事業実施状況 3 令和7年度就学援助事業実施状況 4 令和8年度就学援助事業実施計画
決定事項	1 令和8年度就学援助事業実施計画について承認する。
議事	1 教育委員会事務局あいさつ インクルーシブ教育担当部長よりあいさつ 2 委員等の紹介 3 会長・副会長選任 三藤会長、佐藤副会長を選出 4 会長あいさつ 5 副会長あいさつ 【開会】 委員数9名のうち出席8名。半数以上の出席であるため、本審議会は成立。 6 議事 (1) 就学援助制度概要説明（事務局より説明） 就学援助制度は、すべての子どもに義務教育を保障するための制度であり本市は 条例に基づき執行していること。併せて、対象者の範囲、支給費目について説明。 (2) 令和6年度就学援助事業の実施状況報告（事務局より説明） 令和6年度就学援助事業の実施状況について、区分認定者数及び援助率、申請理由別内訳、決算額等を報告。また、政令指定都市就学援助事業との比較として、事前に各政令指定都市に就学援助制度について紹介を行い、回答を比較

	<p>委員 先ほどお話のあった標準世帯の基準額 344 万円という金額の計算根拠というのは、生活保護の父、母、子ども 2 人がいるというパターンを想定して算出されたのですか。モデルケースとして、父、母、子ども 2 人という 4 人の世帯を最低生活費ということですか。だとすると、24 ページのグラフの「その他経済的にお困りの方」というのは、最低生活費以下の方ということですか。ということは、最低生活費基準以下であるにもかかわらず生活保護を受けられていない人たちということですか。</p> <p>事務局 36 ページに三つの表を掲載しています。上から三つ目、参考で平成 25 年 8 月 1 日の生活保護基準をもとに算出した基準額というものがございます。こちらの保護の基準額をもとに、世帯 4 人の場合で算出した金額、こちらが 4 人世帯の場合の基準額になり、世帯の総所得がこの基準額を下回った場合に就学援助の認定をしているところです。</p> <p>委員 本来的には、生活保護を受けられる世帯だが、何らかの事情で受けられないということでしょうか。</p> <p>事務局 36 ページの 2 段目、令和 7 年 4 月 1 日現在で生活保護を計算すると基準額が 322 万円となります。横浜市で令和 7 年現在で、いわゆるボーダーとしている基準額が、平成 25 年 8 月現在の 344 万円ということで、生活保護費の基準額とは 22 万円ぐらい差がある状態です。</p> <p>委員 (基準額を) 下げていないということですね。</p> <p>事務局 はい。現在、生活保護の方が低い基準にあります。ただ、横浜市の就学援助の基準は、生活保護の基準まで下げではなく、過去の基準のまま推移を進めているところです。</p> <p>委員 はい、わかりました。ありがとうございます。</p> <p>(3) 令和 7 年度就学援助事業実施状況報告（事務局より説明） 予算額、申請・認定状況、認定者数の推移について説明。令和 7 年 9 月 22 日現在の認定者数は前年度同時期の認定者数より 1,069 人少ない。認定者数、援助率は全体的な傾向として緩やかな減少が続いている。</p> <p>(4) 令和 8 年度就学援助事業の実施計画（事務局より説明） 保護者への周知は、例年どおりチラシを保護者全員に配付し、「広報よこはま」に掲載する。各区民生委員児童委員や主任児童委員にチラシを配付し、制度の周知を図る。令和 7 年度からは、家庭・学校をつなぐ連絡アプリ「すぐーる」を活用した申請勧奨を開始。手続きについては、学校が受付と保護者への結果の通知及び支給を行う。教育委員会事務局は審査を行い学校へ就学援助費を支出する。</p> <p>横浜市は原則、前年の生活保護基準をもとに就学援助の認定基準を定めることとしているが、これまで前年基準よりも高い平成 25 年 8 月の基準を採用してきた。しかし、本年 6 月 27 日に最高裁から、「平成 25 年から 27 年に厚労省が段階的に行った生活保護基準の引き下げ改定は違法であり、自治体が行った生活保護費減額を取り消す」との判決が出された。そのため「令和 8 年度の就学援助の基準については、生活保護基準引き下げ前の平成 25 年 4 月 1 日生活保護基準をもとに改める」こ</p>
--	---

	<p>とを提案。</p> <p>支給単価について説明。国の要保護児童生徒援助費補助金の単価が増額されると共に併し、中学校の「学用品費・通学用品費・校外活動費・PTA会費・生徒会費」及び中学校の「卒業アルバム代等」については、令和8年度から増額することを提案。同様に、横浜市生活保護の入学準備金の増額に併し、小学校及び中学校の「入学準備費」についても、令和8年度から増額を提案。</p> <p>令和8年度実施計画について、承認された。</p> <p>(5) その他</p> <p>議事終了</p> <p>議事録の作成について、会長・副会長への一任が承認された。</p> <p>審議会の終了</p>
資料	<p>(1) 令和7年度就学奨励対策審議会資料</p> <p>(2) 就学援助のお知らせ（令和7年度）</p>